

平成 26 年 11 月
法 務 省 民 事 局

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務」における民間競争入札の落札者の決定及び契約の締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく民間競争入札を行った「法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務」（以下「本業務」という。）について、法第 15 条で準用する法第 13 条第 3 項及び法第 20 条第 2 項で求められる事項を公表する。

記

1 契約の相手方（落札者）の名称、本店所在地及び代表者の氏名

エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社
神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
代表取締役社長 花澤 隆

2 契約金額（落札金額）

269,730,000 円（税込み）

3 本業務の実施期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 落札者等決定の理由

「法務局通信ネットワークシステムの運用管理業務における民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、入札参加資格を全て満たしていた者につき、法務省民事局に設置した評価委員において、各入札参加者から提出された提案書の内容について、仕様書全ての要件を満たしているものであるか（必須項目審査）、また、実現性が十分に担保されていると判断することができ、提案者の実績や知見に基づく創意工夫が盛り込まれているものであるか（加点項目審査）についてそれぞれ審査し、当該入札参加者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 79 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、価格点（入札価格の得点）に技術点（提案書による加点）を加えて得られた総合評価点が最も高かった上記 1 の者を落札者として決定した。

【落札者の総合評価点】

149.4 点

※ 総合評価点（満点 2,000 点）＝技術点（満点 1,000 点）＋価格点（満点 1,000 点）

5 契約に係る本業務の質の維持向上に関する措置を含む本業務の具体的な実施体制及び実施方法の概要

落札者における本業務の実施体制は、運用管理統括責任者2名、運用管理責任者1名、運用管理責任者兼運用員1名、ヘルプデスク要員6名、運用員3名、セキュリティ対策運用責任者兼品質管理運用責任者1名、セキュリティ対策員兼品質監査員1名、セキュリティ対策員1名、品質監査員1名、最新技術調査員1名及び運用支援要員6名により構成される。

公共サービスの質の維持向上を図るため、調達仕様書における作業要件に基本方針を定めており、落札者においては、本業務の安定した運用基盤を確立するため、当省の承認を受けた運用管理業務計画書を策定し、本計画書に基づき本業務を実施するとともに、ユーザへの高品質なサポートを提供する。

6 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 本業務の概要

本業務の詳細な内容は、実施要項の2(1)から同(3)までのとおりである。

(2) 本業務の実施に当たり確保されるべき質に係る事項

本業務は、本システムの運用に係る業務の確実な実施及び本システムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。このような観点から、実施要項の2(3)エに示した業務内容を実施するに当たり、請負者が確保すべき対象公共サービスの質（要求水準）は、次のとおりとする。

ア ヘルプデスク利用満足度調査の結果

ヘルプデスクへ問合せ（障害を除く。）をした利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（年1回）し、その結果、基準点（75点）を維持又は向上させること。

- ・ 問合せから回答までに要した時間
- ・ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答又は手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の応対（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

各質問とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で回答させ、各利用者の4つの回答の平均点（100点満点）を算出する。

なお、基準点は、平成24年度にヘルプデスクを利用した者を対象として実施した利用満足度調査の結果を参考とした。

また、当該調査の内容は実施要項の別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」の4のとおりである。

イ 本システムの可用性

請負者が本業務を実施しなければならない時間に対して、本システムが正常に稼動している時間の比率（以下「正常稼働率」という。）を対象拠点（全局）の稼働率とし、毎月99%以上であること。

なお、稼働率は、以下の計算式で計算する。

【対象拠点（全局）の稼働率（％）】

本システムが有するサービスの需要拠点（サーバ設置拠点）である管区法務局の
本局（８局）及び地方法務局の本局（４２局）の各拠点ごとの稼働率を次の計算に
より算出し、５０拠点の平均稼働率をもって正常稼働率とする。

【対象拠点（１局）当たりの稼働率（％）】

$\{1 - (1 \text{ か月のうち本システムが停止した時間}) \div (1 \text{ か月の本システム稼働予定時間})\} \times 100$

【１か月のうち本システムが停止した時間】

本システム停止時間－（計画停電等による本システムの停止時間＋運用管理の不
備を原因としない本システムの停止時間）

【１か月の本システム稼働予定時間】

$(24 \text{ 時間} \times 1 \text{ か月の日数}) - (\text{計画停電等に伴うシステム停止時間} + \text{運用管理の不備を原因としない本システムの停止時間})$

また、本システム停止時間等の定義は仕様書第１３の１(２)イ(キ)Ｅ、本業務の対
応時間は、仕様書第１３の２に記載のとおりとする。

ウ 本システムのセキュリティ上の重大障害の件数

個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報の漏えい事
案（重大障害）の件数は０件であること。

エ 本システムの運用上の重大障害の件数

本システムが長期にわたり正常に稼働することができない事態・状況及び保有す
るデータの喪失等により、業務に多大な支障が生ずるような事案（重大障害）の件
数は０件であること。

オ ウイルス情報の把握

本システムで利用する機器がコンピュータウイルス等に感染した場合、ウイルス
を検知してから１時間以内にそのウイルスの詳細について特定すること。ただし、
最新のウイルスで、詳細な情報が得られない場合は、その限りでない。

カ 業務の内容

実施要項の「２(３)本業務の内容」に示す業務の内容を適切に実施すること。

(３) 契約金額の支払

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 当省は、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務について、仕様書第５
に定めるとおり、契約の履行に関し、監督・検査を実施するなどして適正に実施さ
れていることを確認した上で、適法な支払請求書を受理した日から起算して３０日
以内に支払うものとし、毎月、契約金額を運用期間の全月数で除した額を請負者に
支払うこととする。

ウ 確認の結果、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認めら
れる場合、当省は、確保されるべき対象公共サービスの質（要求水準）の達成に必
要な限りで、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することがで

きる。

エ 請負者は、上記ウの改善指示を受けたときは、当該指示において当省が定めた期限までに業務の実施方法を改善した上、業務改善報告書を当省に提出するものとする。

オ 当省は、上記エにより提出された業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで、請負費の支払を行わないことができる。

カ 請負費は、本業務が開始される平成26年10月1日以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う引継ぎや準備行為などに対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

(4) 本業務の確実な実施を担保するための減額措置

1か月の稼働率が、請負者の責めに帰すべき理由により、6(4)イ「本システムの可用性」に示す基準を下回った場合、当省は、月額（契約金額を運用期間の全月数で除した額）に1%を乗じて得た額（1円未満切捨て）を1か月ごとに請負者に支払う請負費から減額して支払うものとする。

なお、サービスの提供時間及び正常稼働時間の実績値は、仕様書に基づき請負者が作成し、当省に提出した各種報告書の記載内容を踏まえて主管係が判断するものとする。

(5) 免責事項

本システムの可用性（稼働率）に係る要求水準につき、以下の場合、要求水準が未達成であっても、減額措置の範囲外とする。

ア 当省の一方的な事情により、提供すべきサービスの復旧ができなかったことを原因として、要求水準の達成ができなかった場合

イ 天変地異等、通常の予測を超えた事態が発生した場合

7 契約相手方が、本業務を実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項

(1) 請負者が当省に報告すべき事項、当省の指示により講ずるべき措置

ア 報告等

(ア) 請負者は、提案書において提案した運用管理業務の管理体制に係る実施計画を策定し、主管係が指定する日（平成26年7月下旬）までに、策定した運用管理業務に係る実施計画書を主管係に提出し、その承認を得なければならない。

また、当該実施計画書の内容については、主管係が、立入調査その他適切な方法により、その確認をするので、請負者は、これに協力しなければならない。

なお、確認の結果、策定した実施計画書の内容に基づき本業務が適正に実行されないと判断される場合は、提出期限までに提出されなかったものとみなす。

(イ) 請負者は、提案書において提案した運用管理業務に係る人的体制について、業務体制図及び要員名簿（以下「業務体制図等」という。）を整備の上、主管係が指定する日（平成26年7月下旬）までに主管係に提出し、その承認を得なければ

ばならない。

また、当該業務体制図等の内容については、主管係が、立入調査その他適切な方法により、その確認をするので、請負者は、これに協力しなければならない。

なお、確認の結果、策定した実施計画書の内容に基づき本業務が適正に実行されないと判断される場合は、提出期限までに提出されなかったものとみなす。

(ウ) 請負者の各種報告を受領する場として、主管係と請負者との間での日程調整を経た上で、毎月運用管理業務定例会を当省内で開催するものとする。

(エ) 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を主管係に提出しなければならない。

なお、主管係に提出すべき各種報告及び期限等については、仕様書の「別紙４提出書類一覧」のとおりとする。

(オ) 請負者は、運用管理業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに、主管係に報告するものとし、当省と請負者が協議するものとする。

(カ) 請負者は、契約期間中において、(ウ)以外であっても、必要に応じて主管係から報告を求められた場合は、適宜、報告を行う。

イ 調査

(ア) 当省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第２６条第１項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当省の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をする当省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第２６条第１項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当省は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を執るべきことを指示することができる。

(2) 教育及び研修

請負者は、本業務に従事させようとする者の経験・役職を踏まえ、以下のとおり研修を実施しなければならない。

ア 請負者は、本システムの運用継続性を担保するために、本業務に従事する運用員及びヘルプデスク要員（以下「運用員等」という。）に対し、本システムのハードウェア、ソフトウェア、セキュリティ及びそれらの管理等に係る運用に関する教育訓練としての研修を実施するものとする。

イ 請負者が実施する研修は、本業務開始前に実施する「事前研修」と運用員等の交代時において実施する「交代研修」とする。

ウ 請負者は、社内で運用員等が情報セキュリティの教育を受講することができる環境を整備しなければならない。

エ 研修の実施に当たっては、研修実施前に以下の(ア)から(ウ)までの項目を含む「教育訓練実施計画書」を作成し、主管係が指定する日（平成２６年７月下旬）までに

同係に提出し、その承認を得なければならない。

- (ア) 教育・研修目的と対象
- (イ) 教育・研修訓練実施体制と役割
- (ウ) 教育・研修訓練日程
- (エ) 教育・研修訓練環境
- (オ) 教育・研修内容（教材等含む。）

オ 研修の実施状況については、主管係が立入調査その他適切な方法により確認するので、請負者は、これに協力しなければならない。

なお、確認の結果、作成した「教育訓練実施計画書」の内容に基づく研修が実施されていないと判断される場合は、提出期限までに「教育訓練実施計画書」が提出されなかったものとみなす。

カ 請負者は、本業務を開始する前の平成26年8月から9月中旬までの間に、本業務に従事する全ての運用員等を対象として、上記「教育訓練実施計画書」に基づく事前研修を実施するものとし、研修を実施する2週間前までに主管係へ「事前研修実施計画書」を提出し、その承認を得なければならない。

事前研修の実施後は、研修の実施結果に係る報告書（「事前研修実施結果報告書」）を作成し、事前研修実施計画書に記載した研修実施日の最終日から2週間以内に主管係に提出し、その承認を得なければならない。

キ 請負者は、本業務の運用員等に交代が生じた場合は、交代した運用員等のみを対象として、運用員等の交代後2週間以内に上記「教育訓練実施計画書」に基づく交代研修を実施するものとし、研修を実施する2週間前までに主管係へ「交代研修実施計画書」を提出し、その承認を得なければならない。

交代研修の実施後は、研修の実施結果に係る報告書（「交代研修実施結果報告書」）を作成し、交代研修実施計画書に記載した研修実施日の最終日から2週間以内に主管係に提出し、その承認を得なければならない。

(3) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当省の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。請負者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条により罰則の適用がある。

イ 請負者は、運用管理業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当省が認めた場合に限り、第三者へ開示することができるものとする。

ウ 請負者は、当省から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。

また、当該個人情報については、運用管理業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 請負者は、当省の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③委託終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内

部管理体制の確立，⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる業務，⑥請負者の事業責任者及び運用管理業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して，仕様書別紙6「機密保持に関する誓約書」への署名を遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか，当省は請負者に対し，運用管理業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで，秘密を適正に取り扱うために必要な措置を執るべきことを指示することができる。

(4) 契約に基づき請負者が講ずるべき措置

ア 運用管理業務の開始

請負者は，本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

請負者は，債務の履行を第三者に引き受けさせ，又は契約から生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し，承認せしめ，若しくは担保に供してはならない。ただし，書面による当省の事前の承認を得たときは，この限りではない。

ウ かし担保責任

(ア) 当省は，成果物の引渡し後に発見されたかしについて，引渡し後1年間は，請負者に補修を請求することができるものとし，補修に必要な費用は，全て請負者の負担とする。

(イ) 成果物のかしが請負者の責めに帰すべき事由によるものである場合は，当省は，前項の請求に際し，これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

エ 再委託

(ア) 請負者は，運用管理業務の実施に当たり，その全部を一括して再委託してはならない。ただし，業務の一部の再委託について，再委託をすることに合理的理由があり，かつ，再委託先が実施要項及び仕様書に基づき，当該再委託に係る作業を履行する能力があると認められる場合には，この限りではない。

(イ) 請負者は，運用管理業務の実施に当たり，上記(ア)ただし書により，その一部について再委託を行う場合には，原則として，あらかじめ提案書に再委託先の名称及び所在地，再委託先に委託する業務の範囲，再委託を行うことの合理性及び必要性，再委託予定金額，再委託先の再委託業務の履行能力並びに報告徴収，情報セキュリティ対策及び個人情報の管理その他運用管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載した文書及び履行体制図を添付しなければならない。

(ウ) 請負者は，契約締結後やむを得ない事由により再委託を行う場合には，再委託先等を明らかにした文書及び履行体制図を提出した上で，当省の承認を得なければならない。

(エ) 上記(イ)又は(ウ)については，当省が承認した再委託の内容を再度変更しようとする場合も同様とする。

この場合において，請負者は，上記に規定する文書及び履行体制図に加え，再委託の内容について変更する事項，変更する理由等について記載した申請書を当省に提出し，再度承認を得なければならない。

- (オ) 請負者は、上記(イ)から(エ)までに基づき再委託を行う場合には、請負者が当省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、前項「(3) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(4) 契約に基づき請負者が講ずるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。
- (カ) 上記(イ)から(オ)までに基づき、請負者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、請負者の責めに帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。
- (キ) 請負者は、再委託先に、定期的又は必要に応じて作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況を報告させるなどして、再委託先に対する監督を適切に行うこと。

なお、当局が本業務の適正な履行の確保のために必要があると判断した場合、請負者は、その履行状況について当局に報告するものとする。

- (ク) 請負者は、7(4)カに該当する者（以下「解除等対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任移行の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。
- (ケ) 請負者は、契約後に下請負人等が解除等対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

なお、この場合において、請負者は、当省に対して損害賠償その他名目のいかなるものを問わず金銭を要求することはできないものとする。

- (コ) 上記(イ)から(ケ)までは、再委託先が更に第三者に再委託する場合も同様とする。

オ 契約内容の変更

当省及び請負者は、運用管理業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測することができなかった著しい変更が生じたことにより当該業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

カ 契約の解除

- (ア) 当省は、請負者と協議の上、請負者が了承した場合には、書面を通知することにより、本契約を解除することができる。

この場合において、当省は請負者と協議の上、当該解除の時点までに請負者が実施した業務を評価し、それに応じた報酬を支払うこととする。

- (イ) 当省は、請負者が次のいずれかに該当し、これにより請負者による本契約上の義務の履行に重大な支障が生ずると認められた場合は、何らの通知、催告を要せず、直ちに請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は当省に対して、請負費の総額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方

法については、当省の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、当省との協議に基づき、運用管理業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

- a 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。
- b 本契約に違反し、相当の期間を定めて改善の指示をしても違反事実が是正されないとき。
- c 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があることが明らかになったとき。
- d 秘密の保持を遵守しないとき。
- e 本契約に係る義務の履行について、著しい遅延があったとき。
- f 監督官庁から営業許可等の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- g 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売の申立てがあったとき。
- h 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- i 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であることが明らかになったとき。
- j 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていることが明らかになったとき。
- k 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- l 役員等が、暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合
- m 役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合
- n 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- o 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

キ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、当省が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

ク 損害賠償

請負者は、本契約の履行に関し請負者の故意又は過失により当省に損害を与えたときは、当省に対し、その損害について賠償する責任を負う。ただし、請負者がその責めによらないことを立証したときは、この限りでない。

ケ 不可抗力免責及び危険負担

当省及び請負者の責めに帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当省が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

コ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

サ 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、当該業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。

また、当該業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

シ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、運用管理業務に関して作成した記録及び帳簿類を、当該業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

ス 運用管理業務の引継ぎ

(ア) 現行運用管理業務の受注者からの引継ぎ

当省は、請負者が、現行の運用支援事業者から本業務が適正かつ円滑に引き継がれるように、本業務の開始日までに、現行の運用支援事業者に対し、運用管理業務手順書等を使用して必要な事務引継ぎを実施するように指導を行うものとする。

また、当省は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の運用支援事業者に対して必要な協力を行うものとする。

なお、その際、請負者に発生する事務引継ぎに必要となる経費は、事務引継ぎを受ける請負者の負担となる。

(イ) 請負期間満了の際に業者変更が生じた場合の引継ぎ

本業務の請負期間満了の際に業者変更が生じた場合は、請負者は、次期の運用管理業務の請負者に対し、当該業務の開始日までに運用管理業務手順書等を使用し必要な事務引継ぎを行わなければならない。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる請負者に発生した経費は、請負者の負担とする。

セ 紛争又は疑義の解決方法

(ア) 本契約において、協議が必要なものにつき協議が調わないとき、又は紛争が生じたときは、当省と請負者が協議して解決するものとする。

- (イ) 本契約に関して疑義が生じたとき，又は本契約に定めのない事項については，当省と請負者との間で協議して解決するものとする。

8 契約相手方が，本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において，その損害の賠償に関し，契約により契約相手方が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり，請負者，その職員その他の当該公共サービスに従事する者が，故意又は過失により，当該業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は，次のとおりとする。

- (1) 当省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは，当省は，請負者に対し，当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存する場合は，当省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき第三者に対する賠償を行った場合であって，当該損害の発生について当省の責めに帰すべき理由が存するときは，当該請負者は，当省に対し，当該第三者に支払った損害賠償額のうち，賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。